

藤沢市災害対策本部条例の一部改正について
藤沢市災害対策本部条例の一部を次のように改正する。

2012年（平成24年）9月3日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市災害対策本部条例の一部を改正する条例
藤沢市災害対策本部条例（昭和38年藤沢市条例第29号）の一部を次のように
改正する。

第1条中「第23条第7項」を「第23条の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、条例中において引用している災害対策基本法が改正されたことに伴い、所要の改正をする必要による。